

Ⅲ 再生可能エネルギーの支援措置一覧





Ⅲ-1 令和8年度再エネ関連予算一覧

農林水産省

- **みどりの食料システム戦略推進総合対策（R8予算額：574百万円/R7補正予算額：4,000百万円の内数）**
 - ・ **地域循環型エネルギーシステム構築事業**
地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援。
 - ・ **バイオマスの地産地消**
地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援。
 - ・ **地域資源活用展開支援事業**
地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向け、専門家による相談対応、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、情報発信ツールの整備等の農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援。
 - ・ **農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり事業**
農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進。地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援

環境省

- **民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（R8予算：3,200百万円/R7補正：4,500百万円）**
 - ・ **設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農水省・経産省連携事業）**
再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

①地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。

ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、高温等の気候変動への適応、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等

イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換

ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組

エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組

②都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。

ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備

イ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）

ウ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり

③農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。

ア 有機農業の拡大に向けたスマート農機の導入や販路確保等 【みどり法の認定を受けた農業者】

イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農 【みどり法の認定を受けた農業者】

ウ 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入 【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】

エ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等 【みどり法の認定を受けた事業者】

オ バイオマスプラントの導入等 【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

ア 関係者の理解促進やJークレジット創出拡大、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進

イ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援

ウ 新たな環境直接支払交付金創設に向けた事務効率化の検証、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証など

<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

- 地域資源・再生可能エネルギーの活用
- 家畜排せつ物、食品残渣などを活用したバイオマスの地産地消など



生産

- 有機農業のスマート化
- 化学農薬・化学肥料の低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入など



消費

- 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 有機農産物のマルシェの開催や学校給食での利用など



加工・流通

- 環境負荷を低減した農産物の加工・流通の合理化
- 有機農産物専用加工設備の導入など



みどりの食料システム戦略

<事業の流れ>

国 → 都道府県 → 市町村等（1の事業（③エを除く））

国 → 民間団体等（1③エ、2の事業）

都道府県 → 民間団体等（定額、1/2以内、委託）

市町村等 → 民間団体等（定額、1/2以内）

環境負荷低減と生産性向上を両立した食料・農林水産業を実現

【お問い合わせ先】

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

- ＜対策のポイント＞
- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
 - 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

＜事業の内容＞

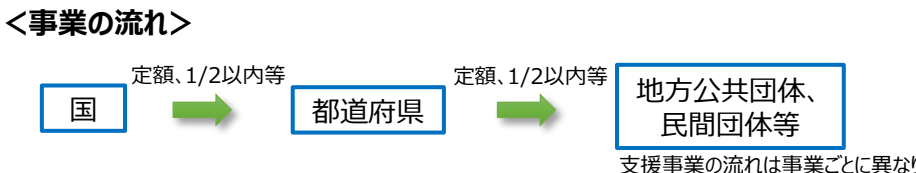
1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進
- 農林漁業循環経済先導地域づくりを推進する市町村等に対し、以下の取組を支援します。
- ①農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
 - ②課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
 - ③再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入
- ※みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援
2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等（関連予算）
- 農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

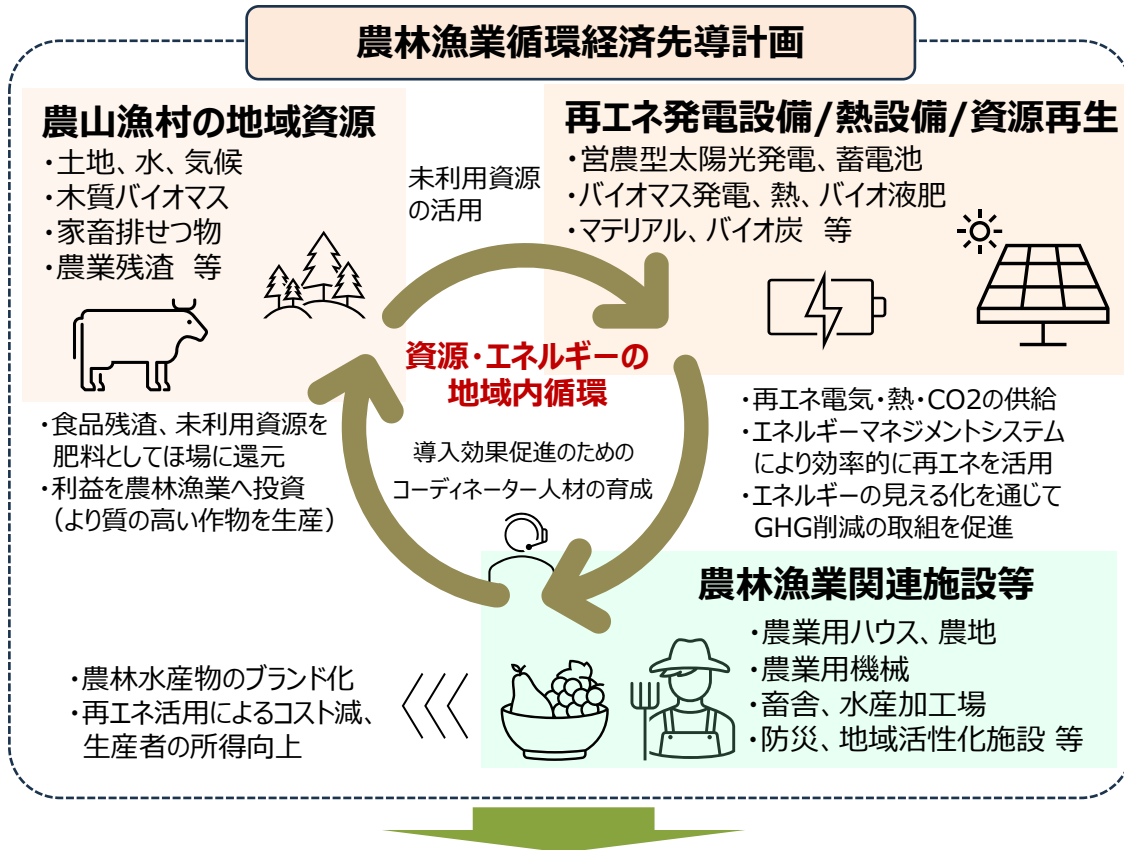
[支援事業]

優先枠優遇措置

- みどりの食料システム戦略推進交付金
 - ・地域循環型エネルギーシステム構築
 - ・バイオマスの地産地消
- ・みどりの事業活動を支える体制整備 等
- 国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）
- 農山漁村振興交付金（一部）
- 森林集約・循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）
- 水産業競争力強化緊急事業（一部）
- 浜の活力再生・成長促進交付金（一部）



＜事業イメージ＞



環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

<対策のポイント>

地域の関係者が集まった協議会等が行う、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用に向けた実証を支援します。

<事業目標>

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕

○ バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証を支援します。

② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。
・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

<事業の流れ>

国

定額、1/2以内

都道府県

定額、1/2以内

協議会等

(1、2の事業)

定額

地方公共団体、民間団体等

(3の事業)

資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

【お問い合わせ先】（1、2の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）
（3の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

<事業イメージ>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定

策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入

導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

検討会開催 荒廃農地等を活用した栽培実証 栽培体系の分析

② 未利用資源の混合利用促進

地域で課題となっている未利用資源 既存施設の燃料材

エネルギー化

木質バイオマス発電所等

① 資源作物の燃焼実証
② 未利用資源の混焼実証

43

バイオマスの地産地消

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数〕

＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、実証、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））〔令和12年〕
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

＜事業の内容＞

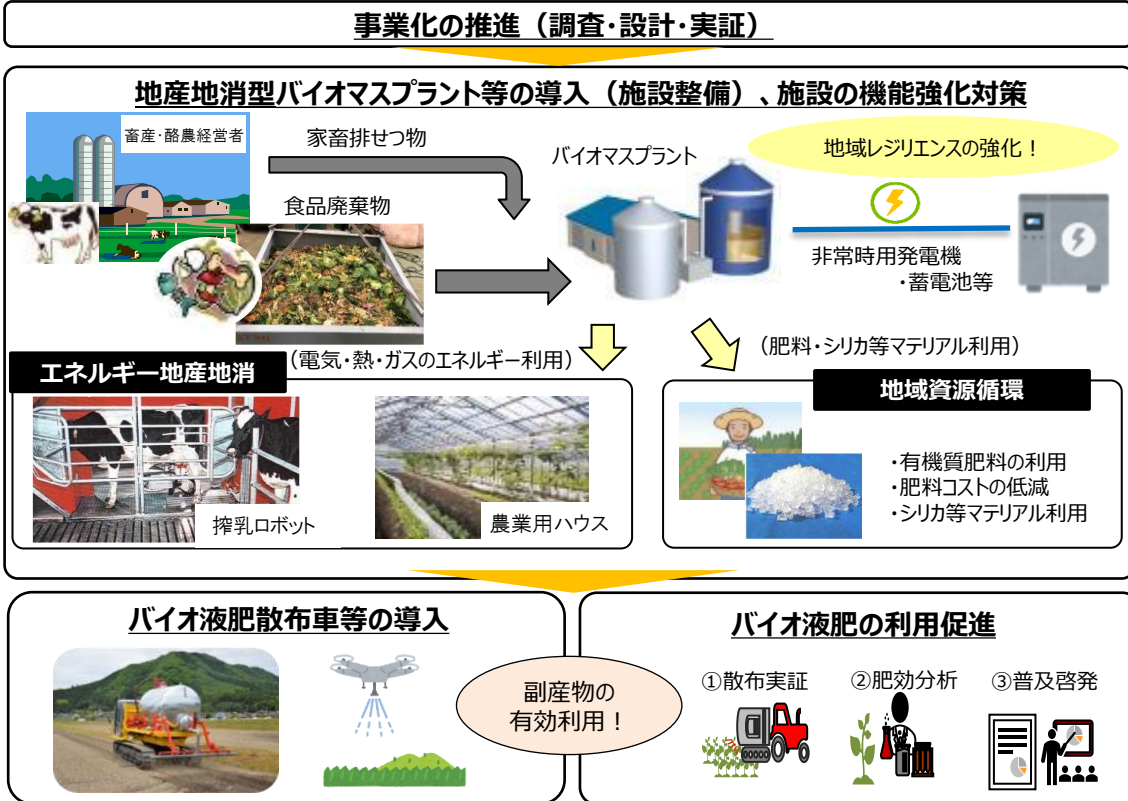
- 1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（事業化の推進・施設整備）**
家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まらず、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、実証、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。
- 2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）**
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。
- 3. バイオ液肥の利用促進**
 - ① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥をほ場に散布します。（散布実証）
 - ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します。（肥効分析）
 - ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります。（普及啓発）

※以下の場合に優先的に採択します。
・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

地域資源を活用した**再生可能エネルギーの導入促進**に向けて、**専門家による相談対応、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、情報発信ツールの整備**等の農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた民間団体等による取組を支援します。

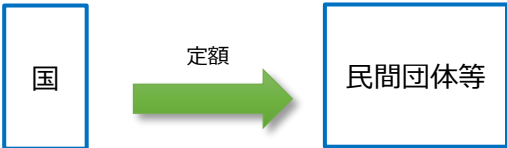
＜事業目標＞

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

＜事業の内容＞

- 1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型**
農山漁村地域への再生可能エネルギーの導入・普及に向け、**農林漁業者や市町村等からの相談への対応**とともに、セミナー等の情報発信により再エネ法の活用等による地域との共生や地産地消に向けた取組を支援します。
- 2. 地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型**
バイオマスのフル活用に向けて、発電以外のバイオマスのエネルギー利用の**検証等**の取組を支援します。
- 3. 先進事例の情報普及型**
脱炭素化の実現を目指す地域へ**情報を横展開**していくため、バイオマス産業都市等における**バイオマス利活用構想の先進事例等の調査・検証、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等**の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型**

専門家による相談対応、セミナー開催等による情報発信
- 2. 地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型**

地域のバイオマス資源（エネルギー） → 調査・設計 シミュレーション → バイオマスのエネルギー利用の検証等の取組を支援 → 発電以外の利用
- 3. 先進事例の情報普及型**

先進地域の事例調査 データベース化、人材育成 → 脱炭素化の実現を目指す地域へ情報の横展開

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
(一部農林水産省・経済産業省連携事業)

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (一部 農林水産省・経済産業省 連携事業) (1/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

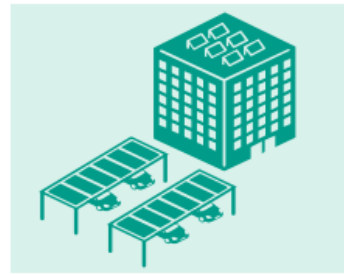
2. 事業内容

- ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業 (補助率1/2)
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
※ コスト要件
本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。
- ② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業 (補助額8万円/kW、補助率1/2)
駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備 (ソーラーカーポート、ソーラーロード等) 及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。
- ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業 (補助率3/5、1/2)
窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

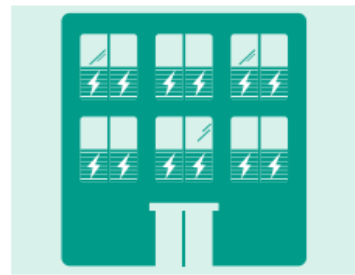
3. 事業スキーム

- 事業形態 : ①～③間接補助事業 (1/2、3/5、定額)
- 補助対象 : 民間事業者・団体等
- 実施期間 : ①～③令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



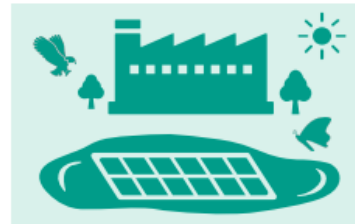
駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



建材一体型太陽光



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



水面型太陽光

Ⅲ-2 再生可能エネルギー発電設備に係る特例（固定資産税）

【適用期間：3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）】

- 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置。
- 再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。

【太陽光】



【風力】



【中小水力】



【地熱】



【バイオマス】



【課税標準の一覧】

対象設備	区分	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	ペロブスカイト太陽電池	1/2（1/3～2/3）	G I 基金の採択事業者の生産品に限る（※2）
風力発電設備	洋上風力（再エネ海域利用法）	3/5（1/2～7/10）	FIT・FIP認定
	洋上風力（港湾法） 陸上風力（温対法・農山漁村再エネ法）	2/3（1/2～5/6）	
中小水力発電設備 （3万kW未満）	5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	
	5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）	
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
バイオマス発電設備	1万kW未満	1/2（1/3～2/3）	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）
※2 グリーンイノベーション基金（次世代型太陽電池の開発プロジェクト）の支援を受けた事業者により生産されるペロブスカイト太陽電池が対象
なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

Ⅲ-3 令和8年度再エネ関連融資一覧①



	日本政策金融公庫 中小企業事業	日本政策金融公庫 国民生活事業
貸付 対象	中小企業向け	国民一般向け (個人事業主など)
資金使途	非化石エネルギー設備を導入する施設を取得（改造、更新を含む。）するための費用	
対象設備	再生可能エネルギー発電設備：太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力 再生可能エネルギー熱利用設備：太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱、地中熱 燃料製造設備：バイオマスエネルギー	
貸付 期間	20年以内	
貸付 限度	7億2,000万円以内 (特利限度額4億円以内)	7,200万円以内
貸付 利率	基準利率：太陽光 特別利率①（基準利率－0.4%）：太陽光（10kW以上の自家消費型）、太陽熱、地中熱 特別利率②（貸付期間により異なる）：上記以外の設備	
利率の 一例 (※)	貸付期間5年以内 基準利率： 2.65%	基準利率： 2.50～4.80% (担保を提供する場合)
特徴	・中小企業の長期資金向け。	・小口、短期の資金向け。 ・借入申込書等の所定の様式に記入して申し込み。
お問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話番号：0120-154-505 ※沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫（098-941-1795）	

※ 適用される金利は、返済期間、担保の有無、保証人の有無等によって異なる。

※ 貸付利率は、令和7年7月1日時点のもの。

Ⅲ-3 令和8年度再エネ関連融資一覧②



	スーパーL資金 (日本公庫農林水産事業)	経営体育成強化資金 (日本公庫農林水産事業)	農業改良資金 (日本公庫農林水産事業)	畜産経営環境調和推進資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付対象	認定農業者向け	主業農業者等	農商工連携法や六次産業化法等により計画の認定を受けた農業者等向け	処理高度化施設整備計画又は、共同利用施設整備計画に基づき、畜産業を営む個人・法人、農業協同組合等向け
資金使途	・農業経営の改善を図るために必要な資金		・新たな生産・販売方式の導入等に 必要な資金	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設等の整備に必要な資金
貸付期間	・25年以内	・25年以内	・12年以内	・20年以内
貸付限度額	・個人 3億円（複数部門経営等は6億円） ・法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円まで）	・個人 1億5千万円以内 ・法人・団体 5億円以内 （事業費の80%以内）	・個人 5千万円以内 ・法人 1億5千万円以内	・対象事業による。
貸付利率	・1.90～3.10% ※	・3.10% ※	・無利子	・3.10% ※
利率の例	・貸付期間10年の場合 2.45% ・貸付期間20年の場合 3.10%	—	—	—
特徴	・認定農業者向けの長期資金。	・主業農業者等向けの長期資金。	・農業改良措置の内容について都道府県知事の認定を受ける必要。 ・農商工連携法や六次産業化法等に基づき認定された計画の実施を支援する中小企業者も利用可能。	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設の整備向け。

Ⅲ-3 令和8年度再エネ関連融資一覧③



	農林漁業施設資金 (日本公庫農林水産事業)	中山間地域活性化資金 (日本公庫農林水産事業)	漁業経営改善支援資金 (日本公庫農林水産事業)	水産加工資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付 対象	土地改良区、農業協同組合、 森林組合、水産業協同組合等向 け	中山間地域の農林水産物を使用し て製造・加工する事業者、当該産 物その加工品を販売する中小企業 者向け	漁業を営む個人・法人、 漁業協同組合等向け	水産加工業を営む個人・法人、 水産業協同組合等向け
資金 使途	・農林水産物の生産・販売等を行う ための共同利用施設の整備等に 必要な資金	・新商品、新技術の研究開発又は 利用等のための製造施設の整備 等に必要な資金	・漁業経営の改善を図るために必要 な資金	・水産加工事業者の事業基盤の強 化を促進するため等に必要な資金
貸付 期間	・20年以内	・10年超15年以内	・18年以内	・25年以内
貸付 限度	・事業費の80%以内	・事業費の80%以内	・資金使途や漁業者の経営規模に よる。	・事業費の80%以内
貸付 利率	・3.10% ※	・2.85～3.10% ※	・3.10%～3.25% ※	・2.55～3.70% ※
利率 の例	—	貸付期間15年の場合 2.85% (2.7億円までの加工流通施設の整備の 場合)	—	貸付期間15年の場合 2.85% (小型魚・輸入依存魚種転換1.2億円ま での加工施設の整備の場合)
特徴	・農林水産物の生産・販売やバイオ マスの利活用のための共同利用施 設の整備向け。	・中山間地域内の農林漁業者と安 定的な取引契約を締結する必要。 ・地域内から調達する農林水産物 等が5年間で概ね2割以上増加す る必要。	・認定を受けた改善計画に従って行 う事業向け。	・水産加工品の製造等を共同で行 うための施設等の整備向け。

※ 貸付利率は、令和8年6月18日時点のもの。